

成年後見センター もりおか通信

第14号

平成28年3月1日
発行

〒020-0024

盛岡市菜園一丁目4番10号（第二産業会館3階）

認定特定非営利活動法人（認定日付・番号：平成24年12月25日岩手県指令N文第291号）

成年後見センターもりおか 電話/FAX：019(626)6112

発行人：理事長 石橋 乙秀

宮城オンブズネット「エール」を訪問して

平成27年12月、「権利擁護、コンプライアンスの啓発」活動を進めている仙台市のNPO法人宮城オンブズネット「エール」を訪問しました。

この訪問は本会が企画したもので、盛岡市（障がい福祉課、長寿社会課）、盛岡市社会福祉協議会、岩手県社会保険労務士会、本会スタッフをあわせて18名の参加がありました。エールの皆さんには、実践を踏まえた熱のこもったお話をいただきました。

いま、高齢者も障がい者も、誰もが持っている「生きていくうえでの権利」をきちんと行使できるような社会的な取り組みが叫ばれてきている中で、権利擁護、コンプライアンスの啓発を目的に、豊富な人材を取り込み、またその組織を支える多くの市民の支援、更に専門職、団体とのネットワークを形成して、幅広い相談や救済・支援活動を力強く進めている姿に強い印象を受けました。このたびの視察の中では活動の全容を理解することが十分には果たせなかった面がありますが、「エール」の皆さんと情報交換・交流ができ、多くの示唆をいただきましたことに紙面から厚くお礼を申し上げます。エールの設立から現在の活動の様子をとりまとめましたので、要旨をお知らせします。

1 市民による福祉オンブズマンからスタート

「エール」は平成13年度、「障がい者、高齢者の福祉問題の解決を図ろう」として、施設、行政のいずれからも独立した市民参加型の「高齢者、障がい者等からの相談等」の活動を始め、その活動理念、目標などの独自性から全国初めての挑戦と伝えられた。

始めてすぐ、介護施設における事故、就労先の雇用主による障害者年金の不正使用、教育現場での不適切な言動などの相談が寄せられ、その解決に取り組んだことが同会の10周年記念誌にも記されている。

2 「総合相談支援」「研修事業」「コンプライアンス策定」等を柱に、行政からの委託、連携事業を加えて権利擁護支援の充実

平成17年6月にはNPO法人化し、現在の「エール」が誕生。

活動の柱を相談支援事業、研修事業として進めてくる中で、平成18年度から宮城県内の介護サービス事業所に関する情報提供事業や仙台市や周辺市町村の高齢者虐待対策、権利擁護支援事業の受託事業が加わることによって、財政基盤の充実と活動に広がり、厚みをもつようになった。

こうした活動の中で、「エール」が訴えてきた「権利擁護」「異業種連携」「内部告発者保護」「コンプライアンス」ということが福祉の分野で重要な概念として広がり、法的

な整備に繋がっていくという先進性の高い取り組みがされてきている。

3 成年後見への関わり

「エール」は後見人の受任組織としての役割を持たず、第三者後見人の対応が必要な事例には、仙台市が設置している成年後見総合センター（仙台市社会福祉協議会内に設置）内に用意されている「成年後見サポート推進協議会」の場において、仙台市、同市社会福祉協議会や各専門職からなるメンバーが後見人候補者の推薦を依頼するための調整役を担っていく仕組みをとっている。

また、NPO法人せんだい・みやぎ成年後見支援ネットが組織化されているが、成年後見制度の社会化に向けた支援や制度利用の支援を行うことを主な活動としながら、仙台市外の困難事例や報酬付与の可能性のない事例の受任に対応している。

まとめとして

高齢者も障がい者にとっての「本人の意向を尊重した自己決定支援」をどのように進めるか、そして最善の支援とは何かを求めながら、関係団体、専門職とのしっかりしたネットワークを活かして、進められている姿に接することができたことがこのたびの大きな成果と感じました。

（文責 理事 高橋）



「市民後見人入門講座」を開催



市民の立場で後見活動を担っていただく方を求めています。

大切な後見活動の役割を担う「市民による後見人」に期待して、今年度も入門講座を開催しました。20名の方の受講がありました。

昨年度の受講者からのお声もあり、開講日は受講者にわかりやすいよう毎木曜日とし、1講座90分、成年後見支援の現場、実務に直接結びつく講座の内容としました。入門講座プログラムは次のとおりです。

平成 27 年度 盛岡市「市民後見人入門講座」プログラム

回数	日付	時間	科目	内容	講師	会場
1	10月22日 (木)	13:45～ 15:15	①成年後見制度概論	成年後見制度とは何か 後見人の倫理	盛岡家庭裁判所 裁判所書記官 紺野 実	プラザおでって 3階大会議室
		15:30～ 17:00	②権利擁護の考え方と 権利擁護を支える理念	旧来の理念と新しい理念との「調和」 ノーマライゼーション 自己決定の尊重と現有能力の活用	一般社団法人 岩手県社会福祉士会 権利擁護センター ばあとなあ岩手 運営委員長 瀬戸 浩	
2	10月29日 (木)	13:30～ 15:00	③高齢者の諸制度	高齢者の諸制度 高齢者施策 介護保険制度、各種福祉サービス	盛岡市長寿社会課 盛岡市介護保険課 主事 芳賀山児氏	プラザおでって 3階大会議室
		15:15～ 16:45	④障がい者の諸制度	障がい者の諸制度 障がい者総合支援法、各種福祉サービス	盛岡市障がい福祉課 副主幹兼自立支援係長 大森勉氏	
3	11月5日 (木)	13:30～ 15:00	⑤高齢者の理解	高齢者（認知症等）の理解	一般社団法人 岩手県社会福祉士会 社会福祉士会 医療ソーシャルワーカー 長田くみ子	盛岡市 総合福祉センター 3階こども会研修室
		15:15～ 16:45	⑥障がい者の理解	知的障がい、精神障がい等の理解	岩手大学 岩手大学名誉教授 鎌田 文聡	
4	11月12日 (木)	13:30～ 15:00	⑦関連する諸制度	成年後見制度を中心とした権利擁護制度 の概要と各関係機関等の役割	一般社団法人 岩手県社会福祉士会 権利擁護センター ばあとなあ岩手 盛岡ブロック副委員長 関澤 裕子	プラザおでって 3階大会議室
		15:15～ 16:45	⑧関連する主な法律	権利擁護制度に関連する法律	岩手弁護士会 弁護士 石橋 乙秀	
5	11月19日 (木)	13:30～ 15:00	⑨申立から後見事務開 始までの流れ	各手続きの実務	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 岩手支部 副支部長 菅原 葉子	プラザおでって 3階大会議室
		15:15～ 16:45	⑩事務報告と報酬付与 申立の実務	各手続きの実務	一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 岩手支部 岡田 秀治	
6	11月26日 (木)	13:30～ 16:15	⑪経験者との懇談会	受講者と後見人との意見交換	特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか	プラザおでって 3階大会議室

市民後見入門講座に参加して

成年後見支援員 吉田勝秀

平成 27 年 10 月 22 日～ 11 月 26 日の毎週木曜日、計 6 回開催されました。毎回 90 分の講座が 2 科目実施され、講師の方の熱のこもった大変参考になる内容でした。入門講座という事でしたが、新米の私にとっては、かなり高度に感じられた部分もありました。

後見人の役割として、家庭裁判所への申し立て審査と決定、支援開始までの事務手続きを行うこと。また、関係機関との連携、成年被後見人の財産を管理することなどを学びました。

さらに、常に本人の意思を最大限に尊重し、生活の質を高め、質の改善を図る事の重要性を学びました。

その為には、自分のアンテナの感度を高めて、外部から見えない内面に入り込める能力を養わなければと強く

感じました。

新しい盛岡市障がい者福祉計画の理念として『障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現』を掲げています。

私は、今年から後期高齢者の仲間入りをし、残された燃料は少ないですが、後見人として共生社会実現に向け、有効に燃焼させたいと思っています。



講座の一コマ

成年後見出前講座・出前相談について

— いきいき岩手支援財団助成事業を利用して —

成年後見センターもりおかでは、成年後見制度を知りたい、制度の利用について相談したいとのご要望にお応えするため、いきいき岩手支援財団の助成を受け、「成年後見出前講座・出前相談」を行っています。

成年後見制度は、まだまだ馴染みが薄く、手続き等にも複雑な面がありますが、多くの方々に、まずは制度の概要を理解していただくとともに、この制度の活用についてメリットや限界など、将来的なことも含めて学び考えることは大切です。

「出前講座・出前相談会」では、わかりやすく説明し必要に応じて個別相談にも対応しております。具体的には、出張により、介護事業所・福祉関係事業所、家族会の集まりなどにお伺いし、成年後見制度全般についてわかりやすく説明するとともに、利用の相談もお受けしています。平成27年度には、家族会の研修会、施設職員の研修会など、盛岡地区、北上地区、二戸地区を中心に9カ所で実施しており、成年後見制度の重要性、制度を利用した場合の具体的な事項などについて理解を深めたという感想が寄せられています。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分ではない方の権利を守り生活を支える上で、とても大切な仕組みです。出来るだけ多くの方々に制

度を知っていただき、必要な方に制度利用していただけるよう、ご要望があれば「出前」してご説明し、個別の相談にも対応します。

なお、当センターでは知的障がい者を対象とした成年後見を受任しておりますが、出前講座・出前相談については、認知症の方の成年後見を含め幅広く対応しております。4～5人程度の、少人数での勉強会の場などにもお邪魔いたします。

「出前講座・出前相談会」を希望される場合には、当センターまで電話でご連絡ください。



支援事例から学ぶ成年後見フォーラム レベルアップ講座を開催しました

第1回	テーマ 「障がい者の相談支援」	講師 ヒソプ工房 阿部孝司氏	12月8日(火) 産ビル7階5号会議室
第2回	テーマ 「成年後見と契約」	講師 弁護士 石橋乙秀氏	1月18日(月) 産ビル7階5号会議室
第3回	テーマ 「相続について」	講師 司法書士 菅原葉子氏	2月17日(水) 第2産業会館2階会議室

後見センターの会員の方々が相談にすぐ役立つ学習を熱心に聴講いたしました。

家事関係機関との連絡協議会が開催されました

～ 市町村長申立てや報酬助成が中心話題に ～

平成28年2月9日(火)、家事関係機関との連絡協議会が開かれ、本会から石橋理事長、高橋理事が出席しました。この会議は盛岡家庭裁判所が主催したもので、家事関係機関として、岩手県(地域福祉課、長寿社会課、障がい保険福祉課)、盛岡市(障がい福祉課、長寿社会課)、県及び盛岡市社会福祉協議会、岩手弁護士会、県司法書士会や県社会福祉士会等が出席しました。それぞれの立場で制度の利用に関わってきている出席者から直面している問題点の報告、指摘がされました。中でも、親族がいない方のための市町村長申立てや補助を受けなければ利用が困難な方へ

の報酬助成について、市町村の適用規準が明確でないことや対象者数が少ないなどの発言が目立ちました。

成年後見制度は平成12年4月に介護保険にあわせスタートしましたが、この制度の利用が岩手県内では全国レベルに比べて低いことが指摘されてきました。

高齢者や障がい者が親族から孤立化し、虐待や権利侵害等の問題が報じられる中で、どうすれば制度を利用しやすく、また、利用を広めることができるか関係機関へ課題が投げかけられた形となった。

成年後見制度の利用をおすすめします

知的障がいをもっている方や認知症を抱え判断に心配をもっている方の預貯金の管理や福祉サービス、介護サービス等の利用契約等のため、成年後見センターもりおかでは、成年後見制度の利用を進めています。ご本人を法的な根拠をもったシステムで支援する制度です。

この制度を利用するには、ご本人の住所地の家庭裁判所に申立てして、ご本人を支援する人（後見人）

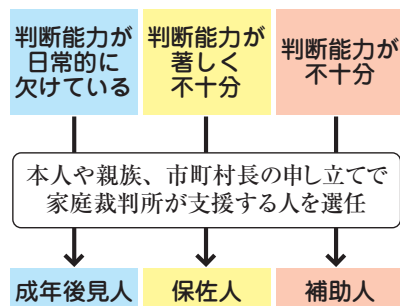
を選んでもらう手続きが必要です。

家庭裁判所では、ご本人の判断する能力に応じて権限が与えられた後見人が選ばれ、その後見人が、ご本人の預貯金の管理や福祉サービス、介護サービス等の利用契約等について支援に当たります。

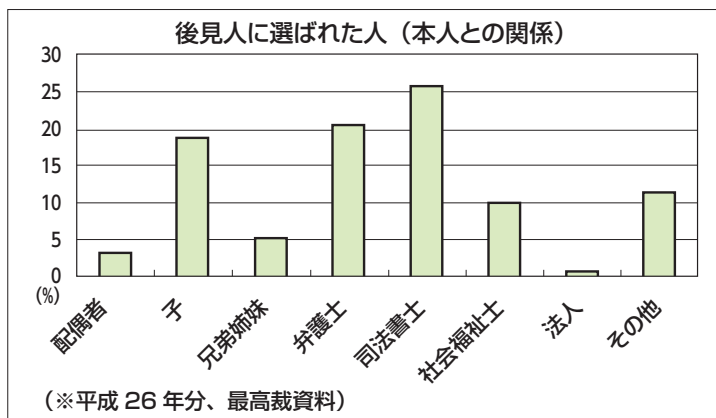
成年後見センターもりおかでは、制度の利用のことなどのご相談を行っています。

まず、ご相談ください。

成年後見制度の仕組み



後見人に選ばれた人（本人との関係）



成年後見についての相談を行なっています

- 成年後見の活用、申立てなどの相談。相談は無料です。
- 相談日 月曜日～金曜日 13時～16時（祝日、夏季・年末・年始休業日は休みます）
場 所 成年後見センターもりおか 事務所内
（盛岡市菜園一丁目4番10号、第二産業会館3階）
※ 「広報もりおか（情報インデックス）」でも相談日をお知らせしています。
- 電話・FAX 019（626）6112
※ 出前の相談も行なっています。まずはご連絡ください。



つぶやき

春がそこまで来ているのに寒かったりしている今、会報編集で事務所に来てみると、忙しく相談や後見事務手続きに追われています。「後見センターもりおか」の受任は20件、相談件数は100件を超え、最近、市民に関心もたれてきたと感じています。

このことは、ますます会報の重要性に鑑み、少ない紙面の中に「後見センターもりおか」の活動を如何にお知らせしていくかが大切と考えている今日この頃です。
（榊 記）

